

厚生労働省の平成20年度研究事業に関する評価
(概算要求前の評価)

厚生科学審議会
科学技術部会

平成19年7月30日

厚生労働省の平成20年度研究事業に関する評価

1. 目的	3
2. 評価方法	3
3. 厚生労働科学研究費補助金	6
< I. 行政政策研究分野 >	6
(1) 行政政策研究	6
(2) 厚生労働科学特別研究	14
< II. 厚生科学基盤研究分野 >	17
(3) 先端的基盤開発研究	17
(4) 臨床応用基盤研究	47
< III. 疾病・障害対策研究分野 >	59
(5) 障害関連研究／長寿科学総合研究	59
(6) 子ども家庭総合研究	71
(7) 第3次対がん総合戦略研究	76
(8) 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究／ 免疫アレルギー疾患等予防・治療研究／難治性疾患克服研究	84
(9) エイズ・肝炎・新興再興感染症研究	95
(10) こころの健康科学研究	105
< IV. 健康安全確保総合研究分野 >	111
(11) 地域医療基盤開発推進研究	111
(12) 労働安全衛生総合研究	118
(13) 食品医薬品等リスク分析研究	122
(14) 健康安全・危機管理対策総合研究	139
4. がん研究助成金	146
5. 基礎研究推進事業費（独立行政法人医薬基盤研究所運営費交付金）	152

1. 目的

厚生労働省が実施する新規研究事業について、予算の概算要求に先立ち、行政施策との連携を保ちながら、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することを目的とし、厚生科学審議会科学技術部会において、厚生労働省の研究事業に関する概算要求前の評価を行うものである。

本評価結果は、総合科学技術会議の科学技術関係予算に関する評価の基礎となるものであり、研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発の一層効果的な実施を図るものである。

2. 評価方法

1) 経緯

厚生労働省全体の科学技術に関する事業の整合性を図る観点から、平成15年2月27日、厚生科学審議会科学技術部会は、厚生労働省の科学技術に関する大型プロジェクトについて概算要求前に事業の概要を検討し、外部評価等を取り入れた評価を行うことを定めた。以後、平成15年度より厚生労働科学研究費補助金の各事業及びがん研究助成金について、毎年度概算要求前の評価を行ってきたところである（平成16年度より独立行政法人医薬品医療機器総合機構開発振興勘定運営費交付金の基礎研究推進事業費（平成17年度に独立行政法人医薬基盤研究所へ移管）を追加）。

2) 科学技術を巡る政府の動向

平成19年5月25日に長期戦略指針「イノベーション25」が閣議決定されるとともに、平成19年4月18日には内閣官房長官主宰の新健康フロンティア戦略賢人会議において「新健康フロンティア戦略」が決定された。「経済財政改革の基本方針2007」においては、政策イノベーションの項目で、平成19年4月26日に厚生労働省が文部科学省・経済産業省とともに取りまとめた「革新的医薬品・医療機器創出のための5カ年戦略」を着実に推進することが謳われている。

3) 評価対象

厚生労働省の科学技術研究の中から、①主に競争的研究資金で構成される厚生労働科学研究費補助金の各研究事業、②独立行政法人医薬基盤研究所運営費交付金のうち基礎研究推進事業費、及び、③予算額が大きく「分野別推進戦略」（平成18年3月28日）の「戦略重点科学技術」（参考1）と強い関連がある、国立高度専門医療センター特別会計によるがん研究助成金を対象とする。

4) 評価方法

今回の評価は、各研究事業の内容について、平成15年5月に公表された「厚生労働科学研究費補助金の成果の評価」を参考に実施する。

平成20年度実施予定の各研究事業について、厚生労働省の各担当部局が、外部有識者等の意見を踏まえて評価原案を作成し、厚生科学審議会科学技術部会において審議を行う。

なお、本評価は、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成17年8月25日、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）（参考2）に基づき行うとともに、政策評価（参考3）とも一体として実施するため、厚生労働科学研究費補助金全体を評価する「政策評価」の観点である「必要性」「効率性」「有効性」等についても総合的に評価する。

また「科学技術基本計画」（平成18年3月28日）で設定された理念や政策目標（参考4）及び

「分野別推進戦略」（平成18年3月28日）で示されている戦略重点科学技術の考え方や「重要な研究開発課題」として掲げられた「成果目標」の達成状況等について評価を行った。

「平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」（平成19年6月14日）「イノベーション25」や「新健康フロンティア戦略」と各研究事業の関係について明示し、いずれの戦略文書においても、厚生労働省が行うべき施策が分野横断的に取り上げられていることから、今回の評価に際しては、現在実施されている各研究事業相互の関連性に着目した。また、優先順位付け等における総合科学技術会議からの指摘事項を踏まえた対応についても記載した。

<参考1>

「分野別推進戦略」（平成18年3月28日 総合科学技術会議決定）

I. ライフサイエンス分野

3. 戦略重点科学技術

(2) 戦略重点科学技術の選定

- ①「生命プログラム再現科学技術」
- ②「臨床研究・臨床への橋渡し研究」
- ③「標的治療等の革新的がん医療技術」
- ④「新興再興感染症克服科学技術」
- ⑤「国際競争力を向上させる安全な食料の生産・供給科学技術」
- ⑥「生物機能活用による物質生産・環境改善科学技術」
- ⑦「世界最高水準のライフサイエンス基盤整備」

<参考2>

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」

(平成17年8月25日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)

第2編 研究開発施策の評価の実施方法

1. 評価体制

各研究事業等の所管課は、当該研究事業等の評価を行う。

2. 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業等の目標、制度、成果等について、必要性、効率性及び有効性の観点等から評価を行う。

研究事業等の特性に応じて柔軟に評価を行うことが望ましいが、「必要性」については、行政的意義（厚生労働省として実施する意義、緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性、発展性等）、目的の妥当性等の観点から、「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から、また「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の養成等の観点から評価を行うことが重要である。

3. 評価結果

評価結果は、当該研究開発施策の見直しに反映させるとともに、各所管課において、研究事業等の見直し等への活用を図る。

<参考3>

「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」

(平成14年4月1日 厚生労働省大臣決定、平成18年4月1日改正)

1 基本的な考え方

(略)

また、評価にあたっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）、（中略）を踏まえて実施するものとする。

4 政策評価の観点に関する事項

- (1) 「必要性」の観点
- (2) 「効率性」の観点
- (3) 「有効性」の観点

(略)

6 事前評価の実施に関する事項

- (1) 事前評価の対象とする政策

イ 法第九条に規定する政策

(イ) 個々の研究会は通（人文科学のみに係るものを除く。（ロ）において同じ。）であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする

政策

((ロ) ~ (ホ) まで略)

ロ イの政策以外の政策のうち、厚生労働省として事前評価を実施する政策

((イ)、 (ロ) 略)

(ハ) 大綱的指針に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発

基本目標11 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策目標 2 研究を支援する体制を整備すること

1 厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な配分を確保すること

<参考4>

「科学技術基本計画」（平成18年3月28日 閣議決定）

第1章 基本理念

3. 科学技術政策の理念と政策目標

- (1) 第3期基本計画の理念と政策目標

理念1 人類の英知を生む

～知の創造と活用により世界に貢献できる国の実現に向けて～

◆目標1 飛躍知の発見・発明 ー未来を切り拓く多様な知識の蓄積・創造

- (1) 新しい原理・現象の発見・解明

- (2) 非連続な技術革新の源泉となる知識の創造

◆目標2 科学技術の限界突破 ー人類の夢への挑戦と実現

- (3) 世界最高水準のプロジェクトによる科学技術の牽引

理念2 国力の源泉を創る

～国際競争力があり持続的発展ができる国の実現に向けて～

◆目標3 環境と経済の両立 ー環境と経済を両立し持続可能な発展を実現

- (4) 地球温暖化・エネルギー問題の克服

- (5) 環境と調和する循環型社会の実現

◆目標4 イノベーター日本 ー革新を続ける強靱な経済・産業を実現

- (6) 世界を魅了するユビキタスネット社会の実現

- (7) ものづくりナンバーワン国家の実現

- (8) 科学技術により世界を勝ち抜く産業競争力の強化

理念3 健康と安全を守る

～安心・安全で質の高い生活のできる国の実現に向けて～

◆目標5 生涯はつつつ生活 ー子供から高齢者まで健康な日本を実現

- (9) 国民を悩ます病の克服

- (10) 誰もが元気に暮らせる社会の実現

◆目標6 安全が誇りとなる国 ー世界一安全な国・日本を実現

- (11) 国土と社会の安全確保

- (12) 暮らしの安全確保

3. 厚生労働科学研究費補助金

厚生労働科学研究費補助金による研究事業は、平成20年度においては4つの研究分野に属する以下の研究事業に分かれて実施される予定である。

表1. 研究事業について

研究分野	研究事業
Ⅰ. 行政施策	(1) 行政政策研究事業
	(2) 厚生労働科学特別研究事業
Ⅱ. 厚生科学基盤 ＜先端医療の実現＞	(3) 先端的基盤開発研究事業
	(4) 臨床応用基盤研究事業
Ⅲ. 疾病・障害対策 ＜健康安心の推進＞	(5) 障害関連研究事業／長寿科学総合研究事業
	(6) 子ども家庭総合研究事業
	(7) 第3次対がん総合戦略研究事業
	(8) 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業／免疫アレルギー疾患等予防・治療研究事業／難治性疾患克服研究事業
	(9) エイズ・肝炎・新興再興感染症研究事業
	(10) こころの健康科学研究事業
Ⅳ. 健康安全確保総合 ＜健康安全の確保＞	(11) 地域医療基盤開発推進研究事業
	(12) 労働安全衛生総合研究事業
	(13) 食品医薬品等リスク分析研究事業
	(14) 健康安全・危機管理対策総合研究事業

＜Ⅰ. 行政政策研究分野＞

行政政策研究は、「行政政策研究事業」と「厚生労働科学特別研究事業」の2つから構成されている。

行政政策研究事業は、政策科学推進総合研究（政策科学推進研究及び統計情報総合研究）、社会保障国際協力推進研究（国際医学協力研究を含む）からなる。

（1）行政政策研究

分野名	行政政策研究分野
事業名	行政政策研究事業 ・ 政策科学推進総合研究 ・ 社会保障国際協力推進研究

主管部局（課室）	政策統括官付政策評価官室 大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室 大臣官房国際課 ※ 国際医学協力研究事業については、日米医学協力計画専門部会 関係課室と連携して運営。 （大臣官房国際課、健康局総務課生活習慣病対策室、疾病対策課、 結核感染症課、医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室）
運営体制	省内の社会保障関連部局と調整しつつ、事業を運営

関連する「第3期科学技術基本計画」における理念と政策目標（大目標、中目標）

理念	健康と安全を守る
大目標	生涯はつらつ生活 安全が誇りとなる国
中目標	誰もが元気に暮らせる社会の実現 暮らしの安全確保

1. 事業の概要

(1) 第3期科学技術基本計画・分野別推進戦略との関係

重要な研究開発課題	ライフサイエンスが及ぼす社会的影響や、社会福祉への活用に関する研究開発 感染症の予防・診断・治療の研究開発
研究開発目標	○2010年までに、労働力等限られた資源の、社会保障への効率的活用等に資する政策研究を推進し、人口減少に対応するための社会的基盤整備の確立のための新たな知見を得る。 ○2015年頃までに、人口減少に対応するための社会的基盤整備を確立するための技術を確立する。 ○2010年までに、医療のIT化に対応した効率的で質の高い統計調査の手法を確立する。 ○2010年までに国連ミレニアム開発目標（MDGs）で示された目標の達成にいたる方法論について新たな知見を得て、とりまとめる。 ○2015年頃までに、国民の健康を脅かす新興・再興感染症について、国民に対する適切な医療の確保への道筋をつけるべく、予防・診断方法の確立や治療法の開発を実現する。
成果目標	◆2015年頃までに、少子・高齢・人口減少社会において持続可能な社会保障制度の構築に確実な貢献を行う。 ◆2010年頃までに、統計データに基づく福祉政策決定をさらに確実なものとし、国民の生活の質の向上を実現する。 ◆2015年頃までにWHO等の国際機関に対する主要分担金負担国たる我が国の国際社会への貢献を確固たるものにし、健康政策について国際的な影響力を確保する。 ◆2015年頃までに、エイズ・肝炎や鳥インフルエンザ、SARSなどの新興・再興感染症に対する国民に適切な医療を提供する。

(2) イノベーション25との関係（該当部分）：なし

(3) 新健康フロンティア戦略との関係（該当部分）：なし

(4) 事業の内容（新規・一部新規・**継続**）

○本研究事業は、人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般に関する研究等に積極的に取り組み、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び推進に資することを目的とし、①持続可能な社会保障制度の構築に関する研究、②社会保障制度についての評価・分析に関する研究、③研究の基盤となる厚生労働統計情報のあり方や活用方法、について調査研究を行うもの。

A. 一般公募型

- ①少子高齢化と社会保障に関する研究
- ②世帯・個人の経済・生活状況と社会保障に関する研究
- ③社会保障分野における厚生労働行政施策の効率的な推進等に関する調査研究
- ④厚生労働統計調査の調査手法及び精度の向上に関する研究
- ⑤厚生労働統計データの高度処理システムの開発に関する研究
- ⑥厚生労働統計データの高度分析に関する研究
- ⑦厚生労働統計データの情報発信等に関する研究
- ⑧その他の厚生労働統計調査の高度な利用又は効率的かつ効果的な企画・立案及び実施方策に関する研究であって、重要性・緊急性が特に高いもの
- ⑨国際保健戦略立案におけるナレッジマネジメント方策に関する研究
- ⑩国際会議における効果的インターベンションのあり方に関する研究

B. 指定型

- ①包括払い方式が医療経済及び医療提供体制に及ぼす影響に関する研究
- ②国際保健分野における人材育成の在り方に関する研究

C. 若手育成型

- ①一般公募型のうち若手育成に資する研究

○国際医学協力研究では、昭和40年の佐藤総理大臣と米国ジョンソン大統領の共同声明に基づき、アジア地域にまん延している疾病に関し、日米両国が共同で研究を行うこととして、閣議了解により発足した日米医学協力計画を推進するもの。現在、結核、コレラ、エイズ、ウイルス性疾患、寄生虫疾患、栄養・代謝等の10の専門部会を設置し、それぞれの専門部会において取り組むべき課題について日米共同でガイドラインを策定し、これに基づき両国において研究を行っている。

(5) 平成20年度における主たる変更点

○行政施策上の必要性が高い研究については指定型研究として推進するとともに、公募型研究については、公募要項において、政策的に必要な研究概要を詳細に示した上で、政策的意図も踏まえた第三者による事前評価を行い、政策との乖離が生じないように運営している。

さらに、公募の際には、若手育成型研究枠を設定し、社会保障や統計に係る若手研究者の育成に積極的に取り組む。

○国際医学協力研究では、引き続きアジア地域にまん延している疾病について取り組む。

(6) 他府省及び厚生労働省内での関連事業との役割分担

当研究事業は、医療・福祉・年金・人口問題等の社会保障全般や統計情報に関し、複数部にまたがる人文・社会学系を中心とした研究事業を主に推進している。また、国際医学協力研究については、日米医学協力計画専門部会関係課室と連携して運営している。

(7) 予算額（単位：百万円）

<政策科学総合>

H16	H17	H18	H19	H20（概算要求）
798	686	647	470	未定

<社会保障国際協力推進>

H16	H17	H18	H19	H20（概算要求）
216	206	194	189	未定

(8) 18年度に終了した本研究事業で得られた成果

- 人口減少の局面に入るに当たり、それに見合った制度設計を行う必要があり、厚生労働省では、年金（平成16年改正）、介護（平成17年改正）、医療（平成18年改正）の各分野において大幅な制度改革を行った。そういった背景を踏まえ、制度設計、政策立案に資する観点から、人口・少子化問題、社会保障全般に関して実証的研究を実施し、それらを踏まえた施策の企画立案及び効率的な推進、社会保障制度についての評価・分析に関する研究を主に行ってきた。以下に、研究成果の一部を掲載する。
- ・医師のキャリアパスに関する研究は、医師不足が議論されている中、それを踏まえた動態把握、及び理論と実証に基づいた医療の供給体制について調査を行い、その結果が、審議会等の資料として活用された。
 - ・平成15年4月から導入されている診断群分類による包括評価（DPC）制度に関する研究は平成16年4月からはDPC対象病院の拡大の基礎資料として、診療報酬改定に反映した。
 - ・男性の育児休業取得に関する研究は、その阻害要因を分析し、男性の育児休業取得促進率10%という政府の政策目標達成のための具体的な政策立案に貢献した。
 - ・保育士養成の研究は、今後の国の検討課題である専門性を持った保育士の在り方の検討に生かされるものである。また、保育指針の研究は、現行の保育指針が抱える問題の指摘と今後の保育の方向性を示すものであり、その成果は、現在行われている「保育所保育指針」改定に関する検討会に反映された。
 - ・国民生活の把握の一環として、こころの健康に関する効率的で効果的なスクリーニング手法を検証し、総務省統計審議会での審議資料として活用され、最終的に指定統計である国民生活基礎調査に採用された。
 - ・WHO, UNICEF, WB, USAID, DFID等の国際援助機関の評価システムを検討した結果、評価のロジカルフレームワークや指標に関してはコンセンサスが得られているものの、評価システムの運営は各機関とも不十分であることが明らかとなった。この結果を受け、諸機関の評価システムの利点を集約した日本独自の評価システム構築の必要性が提言された。
- 国際医学協力研究については、アジア地域にまん延している感染症の予防及び治療に向けたワクチンや治療薬等の開発の基礎となる分子レベルの探索等の研究及び疫学調査、アジアにおける生活習慣病に関する疫学調査等が実施された。これまでに実施された疫学調査において、サーベイランスシステムが不十分な国の感染源が判明するなど、これら研究成

果は、今後の予防・治療方法の開発につながるものであり、我が国のみならずアジア地域の人々の健康維持・増進に寄与することが期待される。

2. 評価結果

(1) 研究事業の必要性

- 中・長期的な観点から社会保障に関する制度改革の必要性を見据え、行政ニーズを重視した研究を実施する一方で、効果的な少子化対策の方策や人口減少社会における社会保障制度設計等の新たな施策展開や、施策の制度設計や評価の元となる統計情報について、基礎的情報を得る研究を実施できる研究事業は、他にない。また、社会保障関連施策は、他の政策分野に比べ国民の期待が従来から高く、その企画・立案に直結する当該研究事業の推進は不可欠であり、国民のニーズに合致している。本研究事業は、国民の安心と生活の安定を支える持続可能な社会保障制度の構築に資する研究成果が期待でき、必要なものである。
- 日米医学協力計画発足以来約40年間、我が国と米国が共同でアジア地域の疾病の研究を行うことにより、我が国を含むアジア地域の保健医療の向上に貢献するとともに、米国と共同研究を行うことにより我が国のみならずアジア地域の研究者の育成にも寄与してきた。我が国は今後ともアジア地域を中心とした医学の進展に貢献していく必要があり、当該事業は我が国の国際協力・貢献の一つとして機能するものである。

(2) 研究事業の効率性（費用対効果にも言及すること）

- 本研究事業の公募課題は、省内関係部局と調整の下、施策の推進に真に必要で緊急性の高いものがこれまで取り上げられている。特に、公募課題決定、研究採択審査、研究実施の各段階において省内関係部局から意見を聴取する等、積極的な連携により、施策との関連の高い課題を優先的に実施している。適切な事前評価・中間評価により、効率よく、優れた研究が採択されている。さらに、毎年度、研究成果をとりまとめた報告書を作成するとともに、事後評価を行うことにより、効率的な研究事業が行われている。
- 国際医学協力研究については、取り組むべき問題が多岐にわたる中で、緊急性や重要性に鑑み集中的に取り組む課題を抽出し、5カ年ごとに計画を作成するとともに日米両国の日米医学委員が研究の実施状況等について評価・助言を行っており、効率的な実施が図られている。なお、本研究事業において異なる分野の9課題を採択しており、費用対効果は高い。

(3) 研究事業の有効性

- 公募課題決定、研究採択審査、研究実施の各段階において省内関係部局から意見を聴取する等、積極的な連携により、施策との関連の高い課題を優先的に実施している。また、平成18年度から若手育成型研究を導入したことは、長期的な視点で当該分野の若手人材を育成するという観点から評価できる。
- 国際医学協力研究については、疾病の予防及び治療につながるワクチンの開発や、サーベイランスシステムが不十分な国において、これまで不明であった感染源の分布が疫学調査の結果判明するなど、アジア地域の保健衛生の向上に貢献してきた。また、アジア地域の研究者と共同研究を行うことにより現地の状況を反映した研究及び研究者の育成が図られる。

(4) 研究事業の計画性

- 本研究事業の研究課題は、短期の問題解決型と、長期的な施策立案を図る上での基礎資料を蓄積するものに二分でき、前者については包括支払い方式の導入が医療経済や医療提供体制に及ぼす影響に関する研究や医療情報の電子化への統計調査の対応に関する研究等喫緊の問題に対応する課題を選定し、後者については保育の在り方に関する研究や死因・傷病分類について国際比較及び精度の向上に関する研究等研究成果が活用される時期を見込んだ長期的視野による課題設定を行っている。具体的には、毎年度全体の研究計画を盛り込んだ計画書を作成し、計画的に研究を実施している。
- 国際医学協力研究事業については、日米医学協力委員会において各専門部会が取り組むべき課題及び期待される成果について5年ごとの計画を定め、日米両国の専門部会がこの計画に従って部会ごと研究計画を策定し、計画的に研究を実施している。

(5) 分野別推進戦略の研究開発目標、成果目標の達成状況（18年度からの継続課題について）

- 政策科学推進総合研究においては、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）を受けて策定された、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）において、若者の自立、仕事と家庭の両立支援、家庭の役割、子育ての新たな支え合い等に関する具体的施策内容と目的が掲げられており、これは分野別推進戦略（第3期科学技術基本計画）における「重要な研究開発課題」が目指している目的に合致するものである。また、2010年までに、医療の電子化に対応した効率的で質の高い統計調査の手法を確立するため、医療情報の電子化の進捗を注視しつつ、統計調査の方法、分析手法、情報発信について研究を行っている。当該研究事業は、計画性を持って実施されており、今後も研究開発目標、成果目標の達成を目指して、研究を推進していくこととする。
- 社会保障国際協力研究においては、途上国において医療安全対策に関する社会の認知度と医療者の理解度が低い傾向にあることを鑑み、医療過誤の状況調査等を通して、医療の質と安全の確保に関する啓発が進みつつある。また、社会的健康決定因子（SDH）に対する政策的取り組み研究では、WHOの「社会的健康決定因子に関する委員会」とのネットワーク構築、東アジア諸国の関連研究者との連携を通じて、東アジア型のSDHモデルを構築していく予定である。
- 国際医学協力研究においては、新興・再興感染症の予防・治療法の開発につながることを期待される基礎研究を中心とした成果を着実に上げている。

(6) その他

平成18年5月26日にまとめられた「社会保障の在り方に関する懇談会」報告書では、急速に進む少子高齢化の中で社会保障制度を持続可能なものとするためには、予防や自立支援を推進し、健康寿命や労働寿命を延ばして社会保障に対する需要を抑制していくことが不可欠と強調されている。また、給付と負担のあり方を不断に見直すこととされ、社会保障制度にとどまらず関係諸施策を含めて一体的な検討が必要と指摘されており、懇談会の報告書を踏まえた研究を引き続き行う必要がある。

また、平成19年5月23日に公布された改正統計法では、基本計画策定等による公的統計の体系的整備と統計データの二次利用促進が推進されることとなっており、統計調査のあり方については、引き続き研究が必要である。

さらに、平成19年6月に策定された「経済財政改革の基本方針2007」において、成長力底上げ戦略、少子化対策、再チャレンジ支援、質の高い社会保障サービスの構築などが盛り込まれており、政府の進める政策と連携した研究を推進することにより、効果的・効率的な施